



高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中
(事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成 25年 5月 7日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
いの町温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ～森林整備で清流仁淀川を守ります～				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	いの町(イノチョウ)			
住所	〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700-1			
代表者氏名	いの町長 塩田 始	代表者役職		町長
担当者氏名	山中 昭典	担当者 所属部署・役職		吾北総合支所 森林政策課 主事
担当者 E-mail	aki-yamanaka@town.ino.lg.jp	担当者電話番号	088-867-2322	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	高知中央森林組合(コウチチュウオウシンリンクミアイ)			
プロジェクト参加者名	ニッポン高度紙工業株式会社(ニッポンコウドシコウギョウカブシキガイシャ)			
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	いの町(イノチョウ)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	高知県 J-VER 制度森林吸収プロジェクトバリデーションチーム			
検証機関名	SGS ジャパン株式会社			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	KO_ 0011
プロジェクト登録日	2012 年 1 月 19 日
プロジェクト概要 ^{※1}	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>《目的》</p> <p>我が国の森林は、戦後造成された人工林を中心に資源として量的に充実しつつあるが、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れ等による林業採算性の低下等から森林所有者の林業離れが進み、資源が十分に活用されないばかりか、必要な施業が行われず森林の有する多面的機能の発揮が損なわれ、荒廃さえ危惧される状況になっている。当プロジェクトでは、森林整備の推進を図ることによって森林による二酸化炭素吸収量を増大させるとともに、この二酸化炭素吸収増大量を金銭価値化(クレジット化)し売却することによって得ることが期待される資金を森林整備に係る費用の一部として還流させることで、森林整備の加速化に資することを目的としている。</p> <p>なお、森林から木材等を生産する林業は、その生産活動を通じ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の確保に貢献する産業である。森林整備の加速化による事業量の確保に伴い、林業の活性化にも資することも期待される。</p> <p>《内容》</p> <p>当プロジェクトは、高知県吾川郡いの町に位置する当町町有林のうち 21.64ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づき間伐を実施することとしている。</p> <p>当プロジェクト実行に当たっての背景には、我が国の林業の採算性の低さがある。つまり、育林経費が高く、植栽から伐採までの長期にわたる投資に見合った収入を得ることが困難な状況にあることから、特に、森林の有する多面的な機能の発揮のために欠かせない間伐施業の遅れが深刻な問題となっている。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>適用方法論 No.R001Ver.6.2 に定められた下記の適用条件を満たしている。</p> <p>《条件1》</p> <p>当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>《条件2》</p> <p>当該森林は、全て森林施業計画対象森林であるが、分収林及び他の認証制度の対象となる箇所を含むため、森林施業計画単位での申請が困難であることから、これらの</p>

※1 プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

箇所を除外して当プロジェクト対象地としている。

なお、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていない。

さらに、当プロジェクトは、2007 年 4 月 1 日以降の森林施業計画に基づき施業(間伐)されているものであり、その計画期間は 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。

《条件3》

当プロジェクト実施地は、森林施業計画の認定を受けている。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法等の関係法令を遵守している。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
TruPulse360B (トウルーパールス360B)	Laser Technology 社	5 年	平成 23 年 12 月	面積測量器 精度:方位角±1 度, 傾斜角±0.25 度
VertexIV,トランス ボンダーT3	Haglof 社	5 年	平成 23 年 9 月	樹高測定器, 距離測定器 高さ分解能:0.1m 距離精度:1%
ダイヤメータール ール	KDS	5 年	平成 23 年 9 月	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

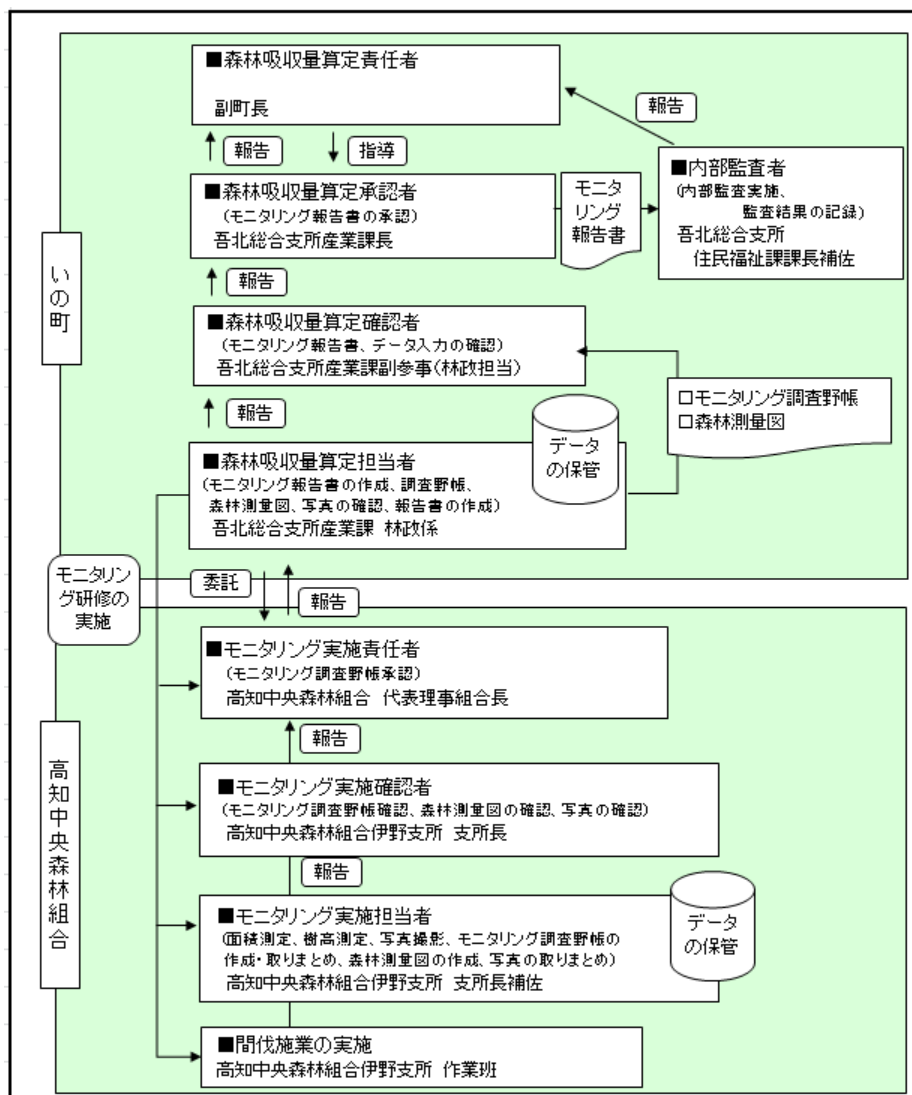
モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 に基づき、間伐面積及び地位級を特定した。拡大係数は「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」、収穫予想表は平成 19 年 6 月 29 日付 19 高森推第 225 号で通知のあった長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)を使用した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001Ver.6.2 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 に基づき、次の図のとおりモニタリング体制を整備している。



【QA / QC 体制】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2に基づき、担当者への教育・訓練、情報の保管、データの確認、内部監査、測定機器の維持・管理についてそれぞれ適切に実施している。

(その他特筆すべき事項)

なし

モニタリング結果概要 ※2	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) なし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) <u>Ver.4.2</u>						
適用方法論	方法論番号	<u>R001 Ver.6.2</u>					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年 4月 1日～ 2013年 1月31日						
モニタリング対象面積	21.64ha						
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				98.73	137.94	236.67
認証依頼吸収量	<u>236t-CO2</u> ※3						

※2 モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

※3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>いの町</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名：<u>高知県協働の森CO2 吸収認証制度</u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>理由：プロジェクト対象地(いの町中追字硫黄ノ平 1308 外 5:12.31ha、いの町勝賀瀬字三ツ内 3613-11:2.22ha、いの町伊野字ケカシ谷西 2570-ロ-2 外 1:7.11ha)については、ニッポン高度紙工業株式会社との協働の森パートナーズ協定対象森林(協定期間:平成 23 年 10 月 14 日から平成 26 年 10 月 13 日まで)であるが、高知県 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書発行を希望していないことを確認している。なお、プロジェクト対象地を含む森林施業計画対象森林の一部には、(株)加寿翁コーポレーションとの協働の森パートナーズ協定対象森林(協定期間:平成 23 年 10 月 7 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)を含むが、高知県 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書発行を希望していることからプロジェクト対象地とはしていない。</u></p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p>		
ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			